

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 30 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22520510

研究課題名（和文）近代英語期口語表現の歴史語用論的研究——  
コーパス横断的アプローチ研究課題名（英文）A Historical Pragmatic Study of Dialogues in the Early Modern English  
Period: A Cross-Corpora Approach

研究代表者

椎名 美智 (SHIINA MICHI)

法政大学・文学部・教授

研究者番号：20153405

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、現在ではわからない近代英語期の口語表現の特徴を、コーパスを使って歴史語用論的視点から質的・量的に探ることである。主に扱うコーパスは研究代表者が編纂に関わった『イングリッシュ・ダイアログ 1560-1760』で、ドラマコーパスと法廷言語コーパスで使われた談話標識に注目し、その形態と語用論的機能の特徴を比較し、近代英語期の口語表現の全体像を捉え、これまでの研究を総括した。

研究成果の概要（英文）：I have looked at vocatives in trial texts in the Socio-Pragmatic Corpus, analysed what kind of vocative forms are used and how they influence the illocutionary force in utterances. By comparing the vocatives used in trial texts with those used in drama texts, I have found that the vocative usage in trial texts is more restricted than the usage in ordinary speech found in drama texts. I have also co-edited a book which collects research papers on historical pragmatic. This is a collaborative work by researchers who deal with not only English but also Japanese and German.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・英語学

キーワード：歴史語用論、コーパス・アプローチ、談話標識

### 1. 研究開始当初の背景

歴史語用論研究は研究分野として成立して日が浅いため、世界的にみても、日本においても、言語学者の間では認知度が低い。しかし、数年前に研究代表者の椎名が関わって、日本における最初の歴史語用論研究グループができた。これまで、個別言語ごとに連携がとられないまま行われてきた歴史語用論研究に関わってきた言語学者の連

携を図り、本研究分野の認知度高め、研究を牽引していくためである。集まった研究者は、主に英語、日本語、ドイツ語を分析対象としている歴史言語学者、語用論研究者である。研究代表者の椎名は、これまでこの研究グループを中心に、研究発表会や海外の歴史語用論研究者を招いての講演会やワークショップ、国際学会での共同研究発表を行ってきたが、本研究は、これまで

のそうした歴史語用論研究を継承し、前進させるものである。

本研究はとくに法廷言語に注目して分析したが、これまでの先行研究によると、法廷言語の特徴としては、次の4つがあげられる。

(1) 文体論的特徴としては、裁く側と裁かれる側との間に言語的知識の差がある。裁く側は法律の専門家で、法的言語についての知識があるが、裁かれる側は必ずしもそうとは限らないという点である。明瞭で簡潔は表現が多い点も、法廷言語の特徴といえることができる。

(2) 談話的観点からみると、発話の順番は予め決められており、対話は原則的に一方的にしか進まないという特徴がある。

(3) 語用論的観点からみると、関連生のある事柄しか語られないこと、文脈依存度の高い発話内容であること、言語遂行性の高い発話が行われること、談話では公的でフォーマルな言語が使用されること、自然で自発的な発話がないこと、許された時に許された内容についてしか発話ができないことなどの特徴がある。

(4) 社会語用論的観点からみると、法廷で決定された事柄が現実社会において法的拘束力をもつ点、法廷には裁判官一検察・弁護士一被告という明確な階層構造がある点が特徴である。

こうした先行研究でも結果を踏まえて、本研究では、以上の4つの言語的特徴がどのように呼びかけ語使用に具体化されているのか、それを量的、質的に観察した。

## 2. 研究の目的

過去の英語の口語表現を語用論的に分析し、コミュニケーションの様態を量的、質的に明らかにしようとするのが、本研究の主な目的である。それと同時に、他言語を扱う研究者と連携して歴史語用論の論文集を編集することによって、まだ成立して間もない本研究分野の認知度を高めることも、本研究の副次的な目的といえる。

具体的には、ポライトネス理論とアドレスターム研究を基礎にして、以下の仮説に基づいて、独自のデータを分析することを研究の目的として設定した。研究責任者の椎名のこれまでの研究から、以下の4つの仮説をたて、それを検証する形で研究を進めた。

(1) 権力関係は会話者の担う社会的役割と所属する社会階級によって決まり、下位者から上位者への使用と、上位者から下位者への使用は異なるのではないかと。

(2) 友好関係のある対等な立場の話者同士の場合、上流階級同士、下層階級同士での使用形は異なるのではないかと。ただし、法

廷では会話者の一人が必ず法曹界に属するので、社会階層的な観点から見ると、愛称型が使用される機会は少ないのではないかと。(3) 公的で友好関係のない場合には敬称型が、指摘で友好関係のある場合は愛称型が使用されるのではないかと。ただし、法廷は公的で友好関係の希薄なコミュニケーションの場なので、敬称型に使用が偏るのではないかと。

(4) 会話の推移により、尊敬や称賛の気持ち、軽蔑の感情が生じ、呼びかけ語の使用形式はシフトするのではないかと。ただし、法廷言語は目的指向性が高く、対話者は最初から敵対関係にあるため、友好関係は生じにくく、シフトも起こりにくいのではないかと。

先行研究をまとめることによって導きだされた、これらの4つの仮説を検証するのが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

主として研究代表者、椎名美智による単独研究であるが、ヘルシンキ大学、ランカスター大学、ウプスラ大学、ジュネーヴ大学のコーパス研究者、歴史語用論の研究者たちとこれまで築き上げた研究協力体制を利用しながら、国内外の当該分野の研究者と連携をとりながら論文執筆、研究論文集の編集をめざして研究活動を行う。

研究代表者の研究の方法としては、コーパスをデータにして、検索ソフトを使うことにより、手作業では扱えない大量のテキストの分析を行った。コーパスの整備やデータ処理に関しては研究協力者の援助を得ながら、研究代表者の過去の研究成果と比較・対象することにより、ジャンル別によるコミュニケーションの特徴を捉えようとしている。他の研究者と連携した研究活動としては、他言語を分析している研究者と研究論文を交換し、コメントをつけ、フィードバックをすることによって、相互の研究活動の活性化を図り、さらなる研究方法の改良を目指した。

## 4. 研究成果

これまで従事してきたドラマと裁判記録、二種類のテキスト分析を総合して、自分の関わったコーパスのアドレスターム研究を総括すべく論文を執筆し、論文集を編集した。本年度は特に、個人的に研究を進めると同時に、これまで国内外の言語関連の学会等で出会った英語以外の言語（日本語、ドイツ語等）の歴史語用論研究者に論文執筆を依頼し、これまでの研究をまとめてもらい、研究代表者椎名美智を含む3人（ドイツ語学研究者の高田博行、日本語学研究者の金水敏）によって、それらの論文に対するフィード・バックを行った。それらの論文をまとめて、2年前に出

版した歴史語用論の入門書より内容的に専門性の高い論文集を編集し、これまでの研究のまとめとした。

研究代表者の椎名美智が執筆した論文は、「初期近代英語期の法廷言語の特徴——『取り調べ』における『呼びかけ語』の使用と機能」である。これは、呼びかけ語という一つの言語形式から、その語用論的機能を追う、形式—機能の対応付けの事例研究である。

椎名自身が編集に関わったイギリス初期近代英語期における法廷言語を集めたコーパスを分析データとし、そこでどのような呼びかけ語が、どのように使われているのか、その全体的な使用傾向と特徴を量的分析によって明らかにした上で、「取り調べる」という法廷言語に特徴的なスピーチアクトにおいて、呼びかけ語が前後の発話にどのような語用論的意味づけをしているのか、その使用例を文脈のなかで観察する質的分析をしている。

法廷言語は情報伝達を主な目的日常生活での言語活動とは異なり、法的判断とするを下すという明確な意図の下に行われる制限の多い言語活動である。虚偽の発言は許されず、過不足ない情報が求められ、曖昧な表現は質疑応答によって明確化され、言葉が文字通りに解釈されており、グライスの協調の原理（質、量、様態、関連性）が遵守される特殊なコミュニケーションの場である。さらに、判決が直接的スピーチアクトとして絶対的な発話内力をもつこと、新情報獲得のためではなく既知情報の確認のために質問がなされること、陪審員や傍聴人などの第三者の存在が前提となっていることなども、日常生活で交わされるコミュニケーションとは異なる特徴である。

本年度に主として分析したのは、17、18世紀の口語表現を集めた法廷言語コーパスだが、以前に分析したドラマコーパス内での呼びかけ語使用と比較すると、量的にも質的にも大きな相違点が見つかった。

それぞれのコーパスは約12万語から成っているが、ドラマコーパスで2160回の使用が認められるのに対し、法廷言語コーパスでは617回しか使用されていなかった。1万語当たり標準化すると、ドラマが171回に対して、法廷は50回にすぎず、使用頻度がかなり低いことがわかった。

また、使用箇所についても違いがあった。ドラマでは全テキストで万遍なく使用され、各テキストにおいても全体に拡散して使用されているのに対し、法廷では必ずしもすべてのテキストでは使用されておらず、使用箇所にも偏りがあることがわかった。生起箇所を見ると、法廷のサンプルテキストが裁判のどの段階から抜粋されたことによって、呼びかけ語使用に差や斑があることがわかった。これ

は、歴史語用論研究におけるデータの問題として、検討し、改善する必要があることがわかった。

ドラマと法廷における使用頻度の違いは、コミュニケーションの目的の違いに起因すると思われる。日常生活では情報交換のためだけでなく、人間関係の構築や保持のために会話が交わされることが多いため、ネガティブポライトネス（以下、NPと略記）、ポジティブポライトネス（以下、PPと略記）両方への配慮が重要で、それだけ人間関係調整機能をもつ呼びかけ語の使用頻度が高い。一方、裁判は目的指向性が高く、対話者同士が連帯感を持つ必要がなく、人間関係の構築への関心が希薄なため、公的な場での最低限のNPへの配慮さえあればよく、PPへの配慮は必要がない。そのため、証言者の特定、話順の調整や明示、発話の開始と終了の合図といった会話調整機能以外の語用論的要素を考慮に入れる必要がないため、呼びかけ語の使用が少ないのではないかと考えられる。

呼びかけ語を使用する対話者にも特徴がある。呼びかけ語を多用する主な話し手は証人（143回）、被告（136回）、裁判官（129回）、検察側調査官（92回）、弁護側調査官（63回）の5者である。一方、呼びかけ語が向けられる主な相手は、裁判官（281回）、被告（111回）、証人（86回）の3者である。法廷は対話者が相互に距離を保つNPが強く表れるコミュニケーションの場だが、証人と被告から裁判官に対する呼びかけ語が逆方向より多いことは、裁判官—証人—被告という権力関係において、下位者から上位者への敬意表現の必要性が、逆の場合より大きいことを示している。

ジャンル別に使用頻度をみると、使用傾向には大きな特徴がある。両ジャンルで敬称型が多用されているものの、割合には、以下のような大きな差があることがわかった。

表1 「呼びかけ語」の使用頻度

	裁判	ドラマ
愛称型	4.9%	30.8%
中立型	1.5%	6.3%
敬称型	93.7%	59.4%
その他	0	3.6%

権力関係における会話者の上下関係は、社会的身分と社会的役割によって決まる。社会的身分と社会的役割の上下関係は必ずしも一致するわけではないが、敬称型の各形式の使用割合は身分の上下関係によって規則的に変化していることがわかった。結果をまとめると、以下の三つの傾向が見られる。

(1) 話者の社会的身分の上下に関係なく、聞き手が貴族はジェントリーのような社会的上位者である場合、敬称の中でもNPへの指向性の高いmy LordやSirが使用される。

(2) 話者が上位者の場合、my Lord, Sir といった敬称に加え、より NP への指向性の低いタイトル+サーネームが使われるが、話者が下位者の場合は敬称しか使われない。一方、聞き手の社会的身分が専門職より下位の場合は、同じ敬称型のなかでも NP への指向性の低い Sir, タイトル+サーネームが使われている。

(3) 話者の社会的身分が高い場合、専門職以下の身分の聞き手に対しては、職名や総称だけでなく、フルネームも使用される。話者の社会的身分が高い場合、使用できる呼びかけ語の選択肢は比較的、幅が広いが、話者の身分が低い場合、使用可能な選択肢の幅は極めて狭い。

対話者が対等な関係にある場合、身分の上位者同士が NP への指向性の高い呼びかけ語が使用されることはわかったが、貴族同士、ジェントリー同士で my Lord が使用されている例がないことから、敬称型のすべての形式がそこに含まれるわけではないといえる。また、法廷における対話者は、どちらかというに敵対関係にあるため、親疎関係だけを考えていては検証できない。権力関係、発話状況、感情の側面が複合的に作用していると考えられるからである。また、下位者同士の使用例が非常に少ないため、下層階級同士の使用については検証できなかった。

敬称型のうち、my Lord, Sir, タイトル+サーネームの3形式を使う対話者の社会的役割をみると、それぞれに使われ方が異なることがわかる。My Lord とタイトル+サーネームの場合、前者は下位者から上位者へのみ、後者は上位者から下位者へのみ使われる一方向的な呼びかけ語であることがわかった。一方、Sir は権力関係に関係なく、両方向に使用される「安全な」呼びかけ語であることがわかった。

例外的な呼びかけ語として、次の二つの場合を取り上げたい。一つが日常会話ではあまり使用されないにも関わらず、法廷では使われる呼びかけ語、もう一つがその逆で、日常会話ではよく使われるのに法廷では稀にしか使われない呼びかけ語である。前者の代表例は、タイトルなどの肩書のないフルネームの呼びかけ語である。これは官吏、調査官などの法廷の役人から証人や被告に対してしか使用されない特殊な形式で、聞き手の特定と注意喚起の機能を果たしている。また、Clark, Guard, Officers といった法廷の職名も、法廷独特の呼びかけ語である。一方、後者の例としては、親族語があげられる。証人として呼び出された被告の親族が、X' s wife, Brother Y と呼ばれる例が、少ないが観察された。ドラマの場合、親族語は固有名詞化しており、名前と同じように使用されて、親族同士の親愛の情を表していたが、法廷の場合、

親族語は証人と被告の関係を明確化するために使用されているにすぎず、当然ながら話し手と聞き手の間に親族関係はなく、親愛の情が示されているわけではない。

呼びかけ語が使用される位置には、文頭、文中、文末、単独使用の4種類がある。また、呼びかけ語の語用論的機能は大きく4つに分けられる。人間関係調整機能、会話調整機能、情報調整機能、発話内力調整機能である。これらの語用論的機能は、呼びかけ語の位置と深い関係がある。

ドラマと法廷における呼びかけ語の使用位置をみると、以下のように大きな差があることがわかる。

表2 「呼びかけ語」の使用位置

	裁判	ドラマ
文頭	13.2%	59.2%
文中	41.4%	29.3%
文末	37.5%	9.9%
単独	7.8%	1.6%

法廷では主に文頭と文中で使われているので、その二つの位置に注目して使用位置と語用論的機能の関係をみると、次のような特徴があることがわかった。まず呼びかけ語が文頭で使用される場合、聞き手を特定するノミネーション機能、聞き手の注目を集めたり、発話開始の合図として使われる会話調整機能、後続する発話のスピーチアクトをサポートする発話内力の調整機能を果たしていることがわかる。文中で使われる場合、呼びかけ語に先行する単語群には特徴があり、前に置かれる単語群は1語から3語に集中していることがわかる(86%)。

表3 呼びかけ語前の単語数

1-3語	4-6語	7-10語	11-30語	31語以上
86.0%	8.4%	1.7%	1.7%	2.2%

先行する語は、1語から3語の場合は談話標識が、4語から6語の場合には慣用句が多く見られる。具体的には、談話標識、返答語、間投詞、接続詞、命令形、副詞、接続詞、挨拶などがあり、種類は多岐にわたるが、いずれも呼びかけ語と共に後続する発話に注目を集め、維持する機能を負っている。

質的分析については、英語の例文を多く取り上げて検討したが、ここでは2つの特徴的な例のみ取り上げることにする。

最初は、国王が反逆罪で被告になっている例である。社会身分的には、国王よりも身分の高い地位にいる者はいないはずだが、裁判長はその国王にたいして my Lord よりも NP への指向性低い Sir を使い、王も裁判長に対して Sir を使用している場合である。明白な

身分差のある二人が相互に Sir を使うという、法廷以外では起こりにくい発話状況である。社会的役割の差によって、身分の差が相殺され、相互に同じ呼びかけ語の形式を使うことのできる対等な関係になっていると考えることができる。換言すると、法廷での権力関係は社会的身分と発話状況における社会的役割によって決まるが、身分と役割による上下関係が相矛盾する場合、法廷における役割の方が優先されるということである。

次は、Friend という語が使用される特異な例である。Friend は愛称型の友好的な呼びかけ語に見えるが、先行研究においても、研究代表者の過去の研究においても、かなり戦略的に使用されることの多い興味深い呼びかけ語であることが指摘されている。

ドラマの場合は、夫婦の対話の途中で、妻が夫への呼びかけ語をファーストネームから Friend にシフトして使っている例がみられた。そこでは、Friend へのシフトと高頻度での使用により、夫婦間の距離がシフト前より相対的に広がり、妻は次第に攻撃的、饒舌になり、夫は次第に防衛的、寡黙になる例が観察されていた。呼びかけ語のシフトにより、対話者の親密度が薄まり、夫婦が一時的に敵対者となってしまいう例である。法廷で Friend が使用されるのは一例しかないが、非常に特徴的な例であるので、文脈を考慮する質的分析を行った。これは、調査官と証人との間の 13 往復に及ぶ長い質疑応答の途中で、突然、陪審員が割って入り、質疑応答する場面で使用されている例である。陪審員は証人の友人ではないが、取り調べを行っている調査官ほど対立した関係にはなく、どちらかという中立的な立場にある。よって、そこで使われている Friend は、本来は中断されるべきではない緊張感の漂う質疑応答の最中に突然割り込むための方便として、その場限りの表面的な友好関係を装った呼びかけ語と解釈することができる。この呼びかけ語は、人間関係の調整機能を果たしており、話者は PP ストラテジーを使って仲間意識を醸し出し、他人の会話に割って入るという無礼な行為を許容してもらおうとしている。本来は許されない行為だが、身内なら許されるという仲間意識に訴えているのである。

このように本研究においては、近代英語期の裁判記録のコーパスでの分析結果を、ドラマコーパスにおけるそれと比較することによって、四つの仮説を立ててその使用傾向と特徴を検証した。その結果、会話者の身分や会話状況に関係なく、デフォルトは敬意を示す敬称型、なかでも三つの形式(my Lord, Sir, タイトル+サーネーム)が主要な形式で、これら対話者の上限関係によって使い分けられていることがわかった。法廷の権力関係の決定により大きな影響を与えているのは、

社会的身分ではなく、社会的役割や法廷での「取り調べ」における役割であることもわかった。

呼びかけ語には人間関係、会話、情報、発話内力を調整する語用論的機能がある。呼びかけ語の形式によってボライトネス思考の度合いは異なるが、裁判記録における敬称型の多用は、主に相手への敬意を示し、人間関係の調整機能を果たしていた。他の語用論的機能は、呼びかけ語の使用される位置、どんな語句と共起しているのかによって異なることもわかった。

今回の調査では、コーパスデータの限界もわかったが、それも今後のコーパスアプローチの研究に役立てられる研究成果といえる。コーパスに集められているのはテキストの全体ではなくテキストの一部のサンプルであることも多い。そういうデータの場合、テキストの個体差が大きく、必ずしもジャンルの言語の特徴を示すものであるとはいえないこともあることがわかった。言語使用の全体を観察することは不可能なので、どれだけデータを増やしても、それはサンプルにすぎず、限界がある。ただ、コーパスの場合は、手作業での分析よりもはるかに多くのデータが扱えるため、より正確に、テキスト全体像を捉えられるのではないかという期待が大きくなりがちだが、サンプルテキストが典型例か否かを判断するためには、やはりオリジナルテキストと比較して検証が必要であることが確認できた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 2 件)

椎名美智(単著)「初期近代英語期の法廷言語の特徴——「取り調べ」における「呼びかけ語」の使用と機能」、高田博行、金水敏、椎名美智編『歴史語用論文集』(仮題)ひつじ書房(2013 夏発行予定、27 ページの予定)

椎名美智(共編著)『歴史語用論文集』(仮題)ひつじ書房(2013 夏発行予定、pp. 1-280 の予定)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

椎名 美智 (SHIINA MICHI)

法政大学・文学部・教授

研究者番号：20153405